兵庫県弁護士会の活動

EVENT

釜山地方弁護士会との交流会

2024年7月12日



7月12日(金)、 釜山地方弁護 士会との交流会 た。今回で8回 目の交流会とな ります。釜山か らは20名、当会 からは26名の弁

護士が参加しました。裁判所での裁判傍聴・大法廷の見学・刑事裁判 官2名との意見交換会を行い、その後、当会館にて各会テーマに沿っ て発表を行いました(釜山側テーマ:韓国の共同親権について、当会 テーマ:日本の刑事事件の量刑について、日本の共同親権につい て)。今後も継続して交流を深めていく予定です。

EVENT

EVENT

2024リーガル女子in関西

2024年7月20日

7月20日(土)、「2024リーガル女子 in関西」を開催しました。

当会会館にて33名の女子中高生が 参加され、前半は大阪会場での法 曹三者のパネルディスカッションを 中継し、後半は、裁判官2名、検察官 2名、弁護士6名が参加してグループ セッションを行いました。参加した 学生からは「かたい」「厳格な」イメ ージだった法曹が、「仕事やプライ ベートを楽しんでいる「面白くて話 しやすい | イメージに変わった、「よ り法曹に興味を持った」等の感想 が多く好評でした。



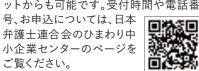
EVENT

全国一斉中小企業に関する法律相談会

2024年7月19日 20日

中小企業事業者の皆様を対象とした全国一斉「中小企業に関する法 律相談会 | を、日本弁護士連合会との共催により7月19日 (阪神支 部)、20日(神戸・姫路支部)の2日間実施しました。債権回収・保全、契 約・取引、雇用問題、経営力の強化など事業者の皆様が日々直面して いる法律問題や経営問題に関するご相談に応じました。

上記相談会に限らず、「ひまわりほっとダ イヤル」では、中小企業経営に関する法 律相談を受け付けています。お申込は、 お電話0570-001-240、またはインターネ ットからも可能です。受付時間や電話番 号、お申込については、日本 弁護士連合会のひまわり中





小・中・高校生やその保護者の方な どを中心に約100名が来場し、憲法 ビンゴや動物王国の物語を通して、 憲法がリーダーの権力濫用を防ぎ 国民の自由を守るためのものであ ることを学びました。「すごくわかり やすくて、社会の授業とかがいまま で苦手できらいだったけど、自分も 社会の一員だということを知ったの で、これからはニュースをよくみたり していきたいと思います。社会分野 のことについて興味をもてたいい機 会になりました。」(中学生)との感

想もいただくなど好評でした。

楽しく憲法を学ぼう!檻の中のライオンin兵庫県弁護士会



EVENT

姫路支部市民法律相談

2024年9月14日(土)、令和6年度市民法律講座「第3回 交通事故~事故に遭った時に知っておきたい法律のイロハ~」と 題して、交通事故に遭った場合には、どのように対応すべきなのか、どのようなことに注意すべきか等を分かり易く、是澤 雄一会員が解説します。普段の生活の中で誰もが当事者になる可能性がある交通事故に関する有益な情報を学んでいた だく良い機会だと思いますので、ぜひご参加ください。



ご覧ください。

死刑制度を考える(第7回)~飯塚事件から考える~

2024年10月26日(土)シンポジウム「死刑制度を考える第7回~飯塚事件から考える~ | を当会会館にて開催します。第1 部は飯塚事件を題材にした映画『正義の行方』の上映。第2部は日本の死刑制度を考える懇話会事務局・川村百合弁護士、 飯塚事件弁護団・徳田靖之弁護士の基調講演や、水谷規男・大阪大学法科大学院教授、加藤孔明弁護士(兵庫県弁護士 会)を加えて4名での座談会などを行います。どなたでも入場無料でご参加いただけます(第2部のみウェブ参加も可)。

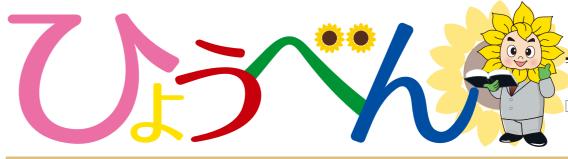
どの窓口かわからない場合でも まずは、兵庫県弁護士会まで **6** お電話ください。 兵庫県弁護士会

兵庫県弁護士会

ヒマリオン

TEL: 078-341-706





兵庫県弁護十会広報委員会 650-0016 兵庫県神戸市中央区橘通1-4-3 兵庫県弁護士会館

C I

神戸経済同友会 井谷代表幹事に聞く

いつでも相談できる安心感、地域の身近な存在に



神戸経済同友会 代表幹事

井谷 憲次氏

(いたに けんじ)

1951 (昭和26)年、兵庫県生まれ。

1976年東亞特殊電機株式会社(現·TOA株式会社)入社、

2009年代表取締役社長、2017年取締役会長就任。

2009年6月神戸経済同友会に入会。

常任幹事などをつとめ、2023年5月より代表幹事。

神戸経済同友会では、兵庫県下の経済人有志が所属企業、業界の枠を超えて集まり、 広い視野から経済の重要諸問題などについて、自由闊達に議論しています。 その中で、地域経済の発展を目指し、未来を見据えた「提言」を毎年発表しています。 同会の井谷代表幹事に

[提言]に込めた思いや弁護士へのメッセージなどを伺いました。

▶経済同友会では「提言」を積極的になさっています。その重要 性や提言の内容について解説していただけますか。

井谷 私ども経済同友会の一番の目的は兵庫県の経済の活性 化で、そのために行政に対する提言を毎年発表しています。経済 同友会の会員は法人ではなく全て個人で、個々の力を結集し、長 期的視点に立った経済の諸問題についての提言を行っています。 ここ何年も言われている問題のひとつが人口減少で、経済界にと っても人手不足は深刻です。人口を増やすことは難しいとなると、 どうすれば出ていく人を少なくできるか。兵庫県はご存知の通り 大学が多いけれど、卒業したら県外に出ていく人が多い。例え ば、奨学金制度についての提言。卒業して社会に出た途端に借金 を背負い、返済できなくて困っている人たちがたくさんいます。若 者が兵庫県に残ろうと思えるように、行政で援助や返済期間の 延長など制度を整えて、具現化していただきました。官民一体と なって、時には学も含めて実現しています。

▶昨年の提言が、SDGsと女性活躍、外国人労働者、万博をテ

ーマになさっていて、世界的規模から弱者のための取り組みま で、提言委員会とワーキングチームは本当に丁寧に調査をなさ っているなあと感じます。

井谷 外国人労働者は兵庫県でもとても増えていて、いろいろな 問題を抱えています。よく耳にするのがゴミ捨て問題ですが、彼ら も教えてもらわなかったら無理でしょう。僕らだって海外で住む となったらどんなルールがあるかわからない。一緒にやっていくに は、コミュニティを作っていかないと。コミュニティがあれば住み やすくなり、企業としても労働人口を確保できます。海外の人を受 け入れて頑張っている企業もありますよ。聞いてみたら、彼らは遊 びに行くお金もないし、休日はぼんやり過ごしている。それに気が ついた社員が、釣りに一緒に行くかと誘ったらとても喜ばれたそ うです。そういったコミュニケーションが大切で、本来のコミュニ ティはそうあるべきでしょうね。「外国人労働者が働きやすい環 境にしましょう」というのは簡単ですが、その下に様々な問題がた くさんあるわけです。言葉、住宅、お子さんの就学…中長期的な 予算でやっていかないと難しい。そういうことを我々も一緒にやり

ましょう、と提言させていただいています。

▶外国人労働者に対する法整備が不十分な部分はまだまだあ りますね。弁護士の活動でも、労働問題など民事事件だけでな く刑事事件でも外国籍の方と関わることが増えています。今年 は経済活性化のお話もありましたが、原点回帰ということで しょうか?

井谷 2020年からコロナ禍で失われた3年間は、我々も経済活 性化どころではありませんでした。人と会うことすらできず、あら ゆる経済がダメージを受けました。2023年になってようやく経済 が動き出して、今年2024年は停滞していた経済の活性化を中心 に活動していきたいと考えています。

▶井谷さんご自身でも個人的に奨学金を作られたり、人材育成 の社会貢献をなさったりしているそうですね。

井谷 人材育成というのは、企業の大きな仕事の一つだと思って います。これから日本を背負っていく若者を育成することは大切 です。私は、学生時代に海外に行く経験をしてほしいという思い で基金を作り、兵庫県のグローバルな考え方の大学に運営してい ただいています。彼らには、「長期でも短期でも海外に行って、世 界を自分の中に吸収してきなさい、海外で友人を作りなさい」と伝 えています。社会人になっても、今の世の中ネットワークで繋がっ ているから、人間関係というのは本当に宝物になります。経済的 な理由でなかなか海外に行けない人に機会を持ってもらえるよう に。育てるなんておこがましいですけど、日本を背負って立つ世代 ですからね。20年30年のスパンで人材育成を考えています。

▶経済同友会として弁護士に対して期待することはなんで しょうか?



井谷 弁護士さんはなくてはならない 存在です。大手企業は顧問弁護士と契 約して、組織の中に法務部門がありま すが、顧問契約をしていない中小企業 さんからは、弁護士を紹介してほしいと いう問い合わせが増えていますね。同 友会の会員540名のうち弁護士さん11 名がおられるので、事務局を通じて紹 介させていただいています。ここ15年く らいで個人情報保護法とか、社内のコ ンプライアンスとか…様々な分野で新 たな法律が次々とでき、企業を取り巻

く環境は様変わりしています。事務局に問い合わせが増えている のはそういうことなんでしょう。どこで相談して誰に頼んだらいい かわからない。そういう意味でも、弁護士さんが身近にいて気軽 に相談できるといいですね。

▶御社において弁護士とはどういった関わりになりますか?

井谷 顧問弁護士には、社内の事柄と対外的な揉めごと、その 他、知的財産などに対応していただいています。それと、弊社では 社外監査役でもお世話になっていまして、弁護士の視点は他の 役員と比べてやはり違いますね。我々は経営的な視点で、つまり 利益をどう創造するかを追求していますが、様々な課題を法的な 観点で確認してくれます。そういうものの見方があるのか!と思い ます。ありがたいですよ。そこからまた議論できますからね。



(左から)武部広報委員、岡田弁護士会副会長、井谷代表幹事 井上広報委員長、藤原広報副委員長

▶会社以外で弁護士とのエピソードはありますか?

井谷 少し前の話ですが、知り合いとの雑談の中で、ある事業 で独立を考えているが、関与しているところから色々な費用が必 要となるなどの話をされ、独立を阻止しようとされて諦めかけてい るということを聞きました。そこで「弁護士に相談してから回答さ せていただきます、と話をすれば状況が変わるかもしれない」と アドバイスしました。実際に、その一言で相手の態度が180度変 わったそうです。弁護士にはそれくらいのパワーがあるんですよ。 もちろん、その方には私の知り合いの弁護士を紹介して、その弁 護士さんから「なにかあったらいつでも連絡してください」と言っ ていただき、本当にホッとしたらしい。安心感を与えられるという のは、すごいことです。

▶弁護士としては日々の業務ですが、一回きりの相談の法的な アドバイスでも「安心しました」と言っていただくことは多いで すね。

井谷 困っているときに、法的な判断ができない素人にとって、 何かあったら相談できるという安心感ですね。相手方も「弁護士」 と聞いていっさい無理を言わなくなったそうで、それだけ弁護士 には権威があるし、尊敬されているんでしょうね。

▶一般の方にとって、やはり弁護士というのはとっつきにくい存 在なのでしょうか?弁護士や弁護士会に要望などはありますか?

井谷 中小企業の方は費用が高いというイメージがあり、残念な がらとっつきにくいと感じるのでしょう。先ほどの話のように、権 威を保ちつつ「いつでも相談に乗りますよ」と、安心感を与えてほ しい。勉強会や広報誌など、やり方はいろいろあると思う。弁護 士が身近にいることを、一般の人にも広く知らせていってほしい ですね。

▶経済同友会さんも弁護士会も、社会的貢献、SDGsの目標、 一人も取り残さないという提言など、公益を目指していることが

共通の目的ですね。一緒に できることがあればいいな と考えています。本日は有意 義なお話をありがとうござ いました。

/インタビュー日 2024年5月20日



トラックドライバー「残業代減ると困る」-上限超えた時間外労働は違法

トラックドライバーをしています。会社から今年4月から残業時間が減ると言われました。



今年(2024年)4月1日から、トラックドライバーを含む自動車運転業務に携わる方の時間外労働時間の上限が、いわゆる労使の協定が A ある場合でも「年960時間以内」となりました。いわゆる働き方改革の一環として、働き過ぎによる過労死などを防ぐため、時間外労働(残 業)の上限規制について法律で規定され、自動車運転業務については4月1日に施行されました。会社から「4月から残業時間が減る」といわれた のはこの改正のためだと思われます。業種を問わず、労働時間は原則として1日8時間、週40時間であることはご存じだと思います。改正前は時間 外労働について、厚生労働大臣の告示による基準はありましたが、これを超える時間外労働を行わせることが可能でした。しかし、改正後は、会社 と労働組合が合意した場合であっても、時間外労働時間は「年720時間以内」「複数月平均80時間以内」「単月100時間未満」とされ、これに違反 した場合には雇用主に6カ月以下の懲役を含む罰則が科されることとなりました。

一方、自動車運転業務の場合は、トラック運転手などの業務の特殊性に配慮して、会社と労働組合が合意した場合でも、「年960時間以内」と され、「複数月平均80時間以内」「単月100時間未満」という2つの制限は適用されないことになっています。相談者が会社に残業をさせてほしいと 頼んでも、会社が罰則を受けることを考えると、上限規制を超えた時間外労働をさせてくれることはないでしょう。

脳・心臓疾患に関する労災を認定する時間外労働時間の目安は「1カ月100時間、2~6カ月の平均が80時間程度」とされており、年960時間 (月80時間)の時間外労働の上限を超えて働くと過労死のリスクが高まります。

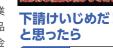
手取り給与が減るのは大変だと思いますが、過労死につながると本末転倒です。不要な支出を抑えるなど生活を見直されてはいかがでしょうか。 神戸新聞 2024年5月15日掲載 執筆者:兵庫県弁護十会広報委員会

Topics

いま話題の下請法とは?

令和6年に入り、公正取引委員会が複数の大手有名企業に対して下請法に基づく勧告を行ったことにより、下請法が話題になっています。 下請法は、下請代金支払遅延等防止法の通称であり、簡単にいうと、事業規模の大きな会社から仕事を受注する下請け業者を保護 する法律です。一般に、下請取引は、下請事業者からすると安定した取引を期待できる一方で、値上げを求めた場合に取引中止を言い 渡される可能性があるなど、下請事業者が弱い立場にあります。そのため、下請法では、資本金の額を基準として、親事業者と下請事業 者を明確に区別して定義したうえで、親事業者に対し、書面の作成や交付などの4項目の義務を課すほか、下請代金の減額の禁止、返品 の禁止、買いたたきの禁止などの11項目の禁止行為を定めています。例えば、親事業者が下請事業者に対し、部品の生産に必要な「金 型」を無償で保管させる行為は、禁止行為の1つである不当な経済上の利益の提供要請に当たります。

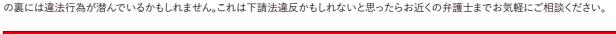
下請法違反が認められた場合には、公正取引委員会による勧告が行われることや、罰金が科せられることもあります。業界の取引慣行



で誰いじめだ と思ったら







You Tube 兵庫県弁護士会公式チャンネル 動画アーカイブ

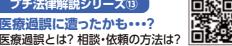


守る! 自社の営業秘密

プチ法律解説シリーズ(3) 医療過誤に遭ったかも・・・?

守られるために必要な基礎知識と実践方法を解説

inakokogowa





プチ法律解説シリーズ値 借金で首が回らなくなった時に





自己破産の3つの誤解 選弁護人の表 お金がなくても大丈夫!!



こんなときは兵庫県弁護士会へ

兵庫県弁護士会では、様々な窓口を設け、 市民の皆様のご要望にお応えしています。

兵庫県弁護士会

法律相談したい



国選弁護人はあなたの味方です

訴えられたとき



裁判等の当事者対象の無料相談

民事・家事事件当番弁護士 078-341-5000

兵庫県弁護士会公式SNS

.



(0)





阪神・伊丹・川西・宝塚 06-4869-7613 北播磨・山崎・南たじま・明石・淡路・丹波 078-351-1233

078-341-1717

西播磨

中小企業相談

総合法律センター



079-286-8222

売掛金の回収や事業承継など 中小企業にまつわる無料相談窓口

ひまわり中小企業センター 0570-001-240

